○菊池市すくすく子宝祝金の支給に関する実施要綱

平成 17 年 3 月 22 日

告示第 33 号

改正

平成 27 年告示第 60 号

(趣旨)

第 1 条　この要綱は、菊池市すくすく子宝祝金の支給に関する規則(平成 17 年菊池市規則第 77 号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(備えるべき書類)

第 2 条　市において備えるべき帳簿は、すくすく子宝祝金受給者台帳(様式第 1 号。以下「受給者台帳」という。)とする。

(受給者台帳)

第 3 条　受給者台帳は、使用に適宜な方法により整理するものとする。

(申請書)

第 4 条　規則第 6 条に規定する申請書は、すくすく子宝祝金受給申請書(様式第 2 号)によるものとする。

(認定通知書)

第 5 条　規則第 6 条に規定する申請があったときは、市長は、その内容を審査し、すくすく子宝祝金受給認定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(祝金の請求)

第 6 条　すくすく子宝祝金の受給認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号に掲げるとおり請求しなければならない。

（1）第 3 子の場合は、すくすく子宝祝金請求書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

（2）第 4 子以降の場合は、すくすく子宝祝金請求書（様式第 4 号）及びすくすく子宝祝金代理受領委任状（様式第 5 号）を提出しなければならない。

（3）平成 27 年 3 月 31 日以前に出生した該当児童の場合は、すくすく子宝祝金請求書（様式第 4 号）を提出しなければならない。

(菊池市内共通商品券の交付)

第 7 条　市長は、前条第 2 号の規定による書類を審査のうえ、適当と認めるときは、すくすく子宝祝金代理受領認定及び菊池市内共通商品券発行依頼書（様式第 6 号）により、菊池市商工会に菊池市内共通商品券（以下「商品券」という。）の発行を依頼する。

2　市長は、前項の規定による商品券を受領したときは、速やかに規則第 5 条の規定による商品券を受給者に交付しなければならない。

3　受給者は、市長から商品券の交付を受けるときは、すくすく子宝祝金交付に伴う菊池市内共通商品券受領確認書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

（支払）

第８条　すくすく子宝祝金の支払は、すくすく子宝祝金支払通知書（様式第８号）を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳に支払金額及び支払年月日を記入するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の七城町子宝誕生祝金交付要綱（平成７年七城町要綱第１号）又は旭志村すくすく祝金の支給に関する実施要綱（平成８年旭志村訓令第４号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２４年告示第 119 号）

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

（様式）